

文科省等におけるハラスメント対策に関する取組

文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(H11.3.30文部省高等教育局長通知)

第4次男女共同参画基本計画 (H27.12.25閣議決定) (抜粋)

第2部-II- 第7分野-8-イ(教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止対策等の推進)

- ①国公立学校等に対して、セクシュアルハラスメントの防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行うなど、セクシュアルハラスメントの防止等の周知徹底を行う。
- ②大学は、**相談体制の整備を行う際には、第三者的視点を取り入れるなど**、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるよう促す。また、雇用関係にある者の間だけでなく、学生等関係者も含めた防止対策の徹底を促進する。

○大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(教職員向け理解・啓発資料)

(独)日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/gakusei/about/publication/lgbt_shiryo.html

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)(H28.4.1 初中局児童生徒課) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針(改正H28.8.2厚生労働省告示第314号)(抜粋)

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

- (1) (中略)また、**被害を受けた者(以下「被害者」という。)**の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する**職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。**

○法務省における人権相談について http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

○人権相談・調査救済制度リーフレット(相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html

○外国人のための人権相談について <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

◆相談体制の整備や啓発活動の実施等ハラスメントの防止等にむけた積極的な取組をお願いいたします。

“人権”って？

- 誰もが生まれながらに持つ権利
 - 人が人らしく生きる権利
 - 全ての人が幸せになれる権利
- それが人権です。

人権は誰にとっても身近で大切なものであり、互いにそれぞれの人権を尊重し、幸せを思いやることによって日々守られていくべきものだと思われは考えています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

●人権相談はこちらへ●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番 **0570-003-110**

この電話はおかけになった場所の最寄りの法務局・地方方法務局につながります。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの
人権110番 **0120-007-110**

子どもの人権についての専用相談電話です。いじめや体罰などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通・通話料無料)

インターネットでも相談を受け付けています



SOS-eメール

インターネット人権相談

検索

<http://www.jinken.go.jp/>



秘密は守ります。
相談は無料です。
ぜひご相談ください。

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン **0570-070-810**

女性の人権についての専用相談電話です。セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からは御利用できない場合があります。

法務局による 相談・救済制度のご案内



人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

ひとりで悩まずご相談ください

セクハラ
パワハラ

体罰
虐待

いじめ

差別

DV

プライバシー侵害
誹謗・中傷

私たちに話してみませんか

“人権擁護委員”は、あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。

人権擁護委員とは？

1 どんな人？

人権擁護委員は、全国すべての市町村にいます。

人権擁護委員は、日常生活に埋もれている人権問題をすくい上げるために、市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱されます。

人権問題の解決にはきめ細やかな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経歴を持った人が就任しています。

人権擁護委員とは？

2 どんな制度？

人権擁護委員の制度は、昭和23年にスタートした、歴史ある制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を国民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動(このリーフレットの説明参照)をするほか、人権教室や講演会など地域に密着した啓発活動をしています。

人権擁護委員の制度は、民間の人が国と一体となって、人権を守る制度なのです。

人権擁護委員とは？

3 委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ずき章(バッジ)を着けています。

き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章

法務省 人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

リサイクル適性
この印刷物は、印刷物の廃棄・リサイクルに配慮しています。

あなたのその悩み 人権侵害かも…

全国各地の法務局・地方法務局・支局では、身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行っています。困ったことがあれば、どなたでもお気軽にご相談ください。

“調査救済制度”のメリット

- 国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- 秘密は必ず守ります。
- 経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

簡易

- 手続に費用はかかりません。
- 弁護士等の代理人は必要ありません。
- 書面の作成など複雑な手続はありません。

迅速

- 速やかに救済手続を開始します。*
- 短期間で解決を目指します。

柔軟

- 事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。
- 事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します。
(当事者間の関係調整や相手方に対する説示等)
- 手続終了後も必要に応じてアフターケアを行います。

*事案によっては手続を開始しない場合があります。

人権相談から問題解決までの流れ

1 被害の申告・相談

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員／法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。現在、約14,000人の委員が全国の全ての市町村(区)に配置されています。人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

援助	関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

実際の事例

A さんの場合

夫から暴力を受け、子どもとともに着の身着のまま家を出たという相談があったものです。直ちに救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。また、相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い、生活基盤の構築を図りました。



B さんの場合

通学する小学校でいじめを受けている女子児童から相談があったものです。法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的対策を講じるよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、同学校に人権擁護委員が出向き、児童に対し、人を思いやる心の大切さを理解してもらい人権教室を行いました。



C さんの場合

理容店において、外国人であることを理由に散髪を拒否されたという相談があったものです。同店店長に話を聴いて事情を把握した上で、合理的な理由のない不当な差別はしないよう説示しました。



インターネット上での人権侵害について

インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等について、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。

- 削除要請は、表現の自由を不当に制限しないように慎重に行う必要があるため、法務局からの削除要請を行わない場合があります。



『文部省セクハラ規程』のポイント

- セクハラ防止・排除のための措置、問題発生時の適切な措置に関して必要な事項を規定。
- セクハラを職員個人の問題ではなく組織全体の問題と捉え、職員の責務のみならず、監督者や学校長等の責務について規定。
- セクハラ被害の申立者等の保護の観点から、不利益取扱い（いわゆる“二次加害”）の禁止についても規定。

○文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成11年3月30日 文部省訓令第4号）（抄） （監督者の責務）

第四条 職員を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深めさせること

二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること
（国立学校等の長の責務）

第五条 国立学校等の長は、当該国立学校等の職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、当該国立学校等の職員に対し、パンフレットの配布、ポスターの提示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 国立学校等の長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、当該国立学校等に所属する職員に対し、必要な研修を実施するものとする。

4 国立学校等の長は、新たに職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに監督者となった職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。
（苦情相談への対応）

第六条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、文部本省内部部局及び各国立学校等に苦情相談を受ける職員又は苦情相談に対応する委員会等（以下「相談員等」という。）を設ける等必要な措置を講じるものとする。

2・3 （略）

（不利益取扱いの禁止）

第九条 国立学校等の長、監督者その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

大学におけるハラスメントに関する裁判で指摘されている事項

- 学生が教員から受けたセクハラ“一時加害”のみならず、正当な申立を行った被害学生等が被った継続的な修学上の不利益取扱“二次加害”についても不法行為に当たると認定。
- セクハラを行った教員個人や不利益取扱を行った教員個人の責任だけでなく、管理監督責任を有するはずの大学・学校法人という組織全体の使用者責任も認定。
- 抽象的概念である「安全配慮義務」について、具体的事例においてどのように扱うべきかを判示。

○損害賠償等請求控訴

(平成15年11月26日東京高等裁判所判決 平成14(ネ)2768) (抜粋)

第5 当裁判所の判断

3 被控訴人の使用者責任

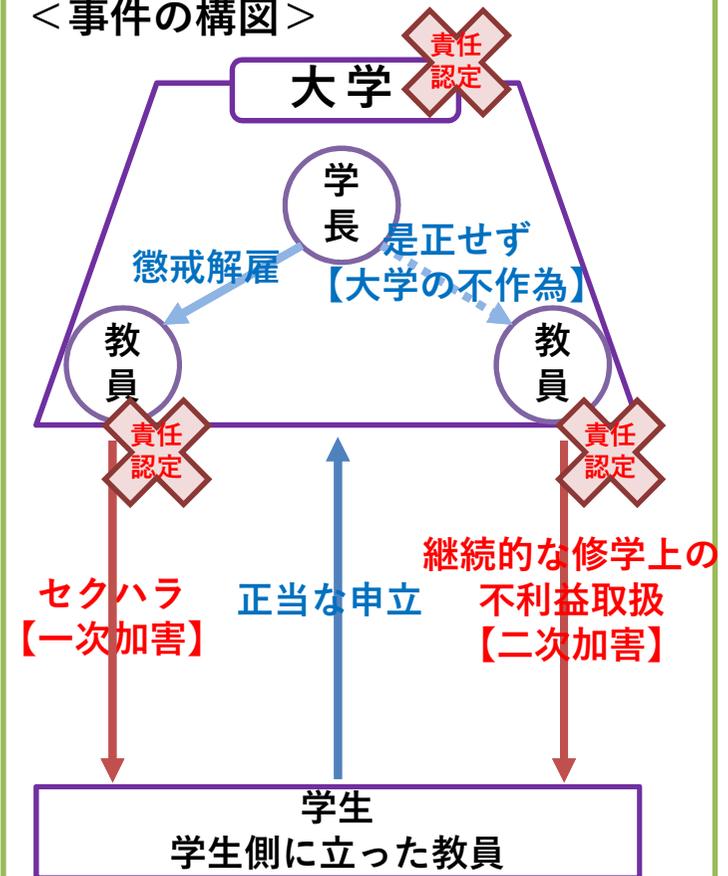
被控訴人は、C教授に対し授業中にその内容と全く無関係な第三者の名誉を毀損する発言をすることを職務として許容していないのであるから、C教授の行為は被控訴人の事業の執行についてされたものではないと主張するが、C発言は、〇〇大学における講義時間中の教授としての発言、又は大学構内における教員としての発言であるから、C教授の被控訴人の教員としての行為と密接に関連するものであり、被控訴人の事業の執行につきされたものというべきである。

そうすると、被控訴人は、被用者であるC教授が違法なC発言をしたことについて、使用者として責任を負うものというべきである(民法715条)。

4 免責事由

- (1) (略) 高等教育機関である大学の教員に教授の自由が保障されているというのは、教員の学問的な見解の表明として他の者の学問的業績等を批判することについては法的責任を問われないというものであり、講義の際の発言についてはその内容のいかんを問わず一切責任を負わないと保障されているわけではない。C発言の内容は、その学問的批判や見解の表明と評価し得るものではなく、控訴人及びセクシュアル・ハラスメントを受けた被害学生らの人格を攻撃し侵害するものであり、学問の自由、教授の自由によって保障されるものということとはできないから、C発言をしたC教授には不法行為が成立し、その雇用者である被控訴人は民法715条の使用責任を免れるものではない。
- (2) (略) 被控訴人が前記就業規則所定の懲戒権を適切に行使するなど何らかの適切な措置を採ったものと認めることはできない。以上によれば、被控訴人は、使用者としての監督義務を尽くしたということとはできず、民法715条所定の責任を免れることはできない。

<事件の構図>

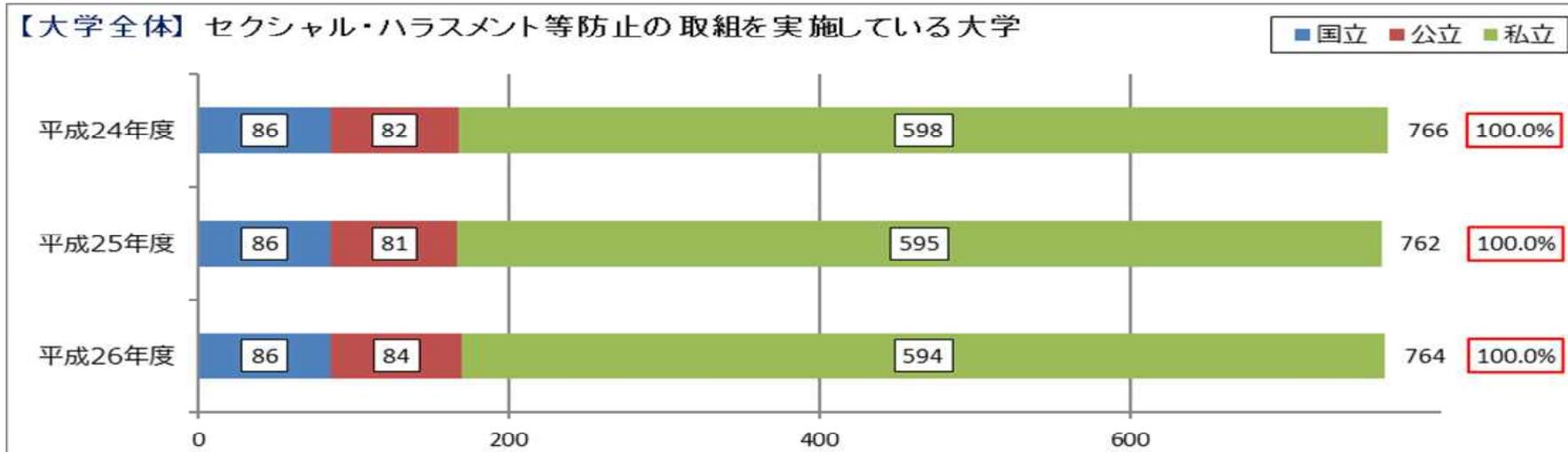


※ 事件の詳細とそこからの問題点・理念については、

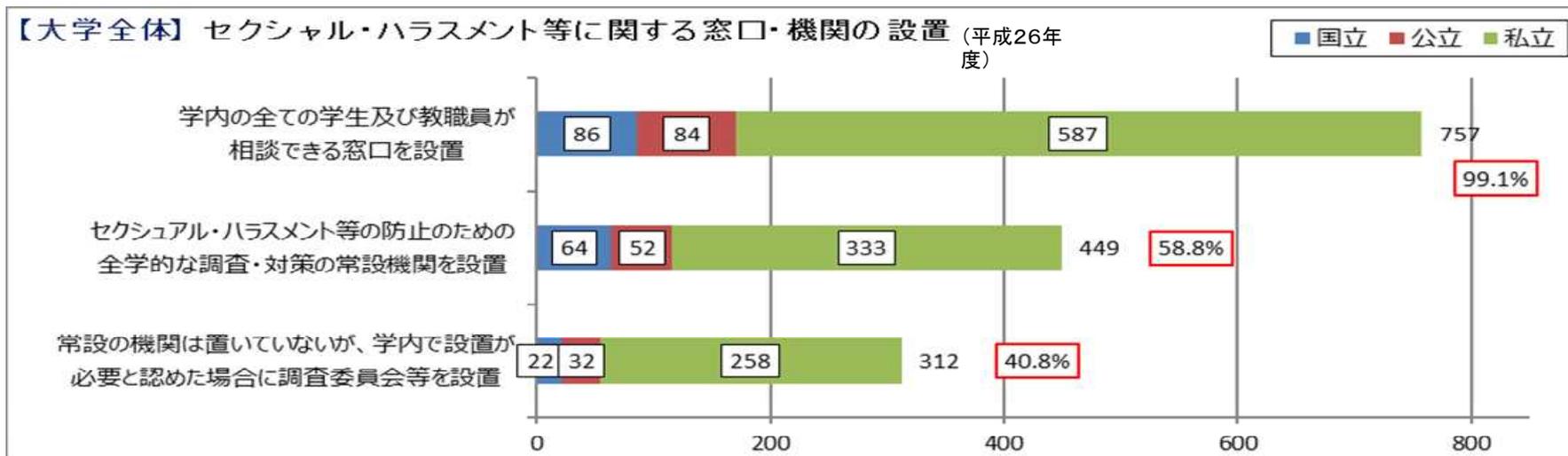
『大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法』(秦澄美枝、2018年)を参照のこと。

ハラスメント防止に関する取組状況

【大学全体】 セクシャル・ハラスメント等防止の取組を実施している大学



【大学全体】 セクシャル・ハラスメント等に関する窓口・機関の設置 (平成26年度)



注) セクシャル・ハラスメント等には、アカハラ、パワハラ等を含む。

出典: 「平成26年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/005.htm

外部の機関を活用したハラスメント防止取組（例）

学外相談窓口として外部の民間相談機関を活用【群馬大学 H18.4～】

学内の相談窓口のほか、学内相談員に相談しにくい場合への対応として、相談サービス・コンサルタント会社と契約し、専門の相談員が電話等で相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 精神保健福祉士，臨床心理士等
- 手段 電話：月～金（12～21時），土（9～17時）※年末年始，祝日は除く
mail：24時間

コンプライアンス相談窓口として契約した外部の機関を活用【東京大学 H26.7～】

学外の弁護士事務所と契約し、コンプライアンス事案のほか、ハラスメントについても大学を通さずに弁護士が電話等で直接相談に応じる窓口を設置。

- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 相談員 弁護士
- 手段 電話：月～金（12～19時）※年末年始，土日祝は除く
mail：24時間 等

ハラスメント対応の専門部署の相談員に外部機関の専門家を活用【関西学院大学 H28.4～】

学内に「ハラスメント相談センター」を設置し、また学外のNPO法人と契約し、専門の相談員を配置するなど、相談活動，啓発・広報活動を通じハラスメントを生まない環境づくりを推進。

- 構成員 センター長，副センター長，専門相談員
- 利用者 教職員，学生等（匿名・実名対応可）
- 手段 開室：火，木，金（10～16時45分）※祝日は除く
mail：24時間 等

各国立大学のハラスメント相談窓口



トップページ	国立大学協会の情報	国立大学の情報	リンク
一般の方へ	国立大学へ 入学を希望する方へ	国立大学へ 就職を希望する方へ	企業の方へ

トップ > 国立大学のハラスメント相談窓口

国立大学のハラスメント相談窓口

○各国立大学のウェブサイト内に掲載されているハラスメント相談窓口等の情報をご覧になれます。

- 「大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク」欄の記号の意味
- ：「学内相談窓口（大学内部組織が学内に設置し、運営する相談窓口）」について掲載している
 - ：「学外相談窓口（大学が契約する学外の機関等の相談員に電話等で直接相談できる相談窓口）」について掲載している
 - ◆：「公的機関等相談窓口（「学外相談窓口」以外で、公的機関等が設置する学外の相談窓口）」について掲載している
- ※：相談員の連絡先等は学内限定サイトに掲載している
(これらの情報は平成29年6月30日現在のものです。)

国立大学のハラスメント 相談窓口

国立大学のハラスメント相談窓口

※各大学ウェブサイトの該当ページURLを相談窓口の連絡先一覧としてまとめ、国立大学協会ウェブサイト(※)に掲載
(※) <http://www.janu.jp/univ/harassment/>

北海道支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
北海道大学	○ハラスメント相談窓口 (この他、学内限定サイトに「●学外相談窓口」について掲載しています)
北海道教育大学	○ハラスメント相談窓口
室蘭工業大学	○ハラスメント相談窓口
小樽商科大学	○ハラスメント相談窓口
帯広畜産大学	○ハラスメント相談窓口
旭川医科大学	○ハラスメント相談窓口※
北見工業大学	(学内限定サイトに「○学内相談窓口」について掲載しています)
東北支部（7大学）	
大学名	大学ウェブサイト内ハラスメント相談窓口等の掲載ページへのリンク
弘前大学	○ハラスメント相談窓口

出典：国立大学協会HPより。

大学におけるハラスメント対応等に関する参考参考文献

弁護士法人 飛翔法律事務所・編
『**キャンパスハラスメント対策ハンドブック**』
(一般財団法人 経済産業調査会、2014年)

ハラスメント問題に詳しい法律実務家の立場から、セクハラ・パワハラ・アカハラという大学で問題となる全てのハラスメントの類型について執筆した実務書。

丹羽雅代／上田寛・共著
『**キャンパス・ハラスメントの状況と対策進化**
～相談員・カウンセラー/防止・調査委員/執行部の責任～』
(地域科学研究会高等教育情報センター、2015年)

ハラスメント対策の最前線を担う相談窓口担当者・相談員等にとっての自己研鑽・スキルアップの書、経営執行部にとっての対策進化に向けた実践的マニュアル書としての活用を狙って執筆されたもの。

北仲千里／横山美栄子・共著
『**アカデミック・ハラスメントの解決**
大学の常識を問い直す』
(有限会社寿郎社、2017年)

教育研究の場で起こるハラスメントの特質を理解した上で、大学でのハラスメントをどう解決していけばよいか、適切な介入によりハラスメント被害を抑えるために処方箋を提示。

秦澄美枝・著
『**大学の哲学<安全配慮義務>—教員<質向上>の方法**』
(PHPエディターズ・グループ、2018年)

※注文販売につき一般書店では販売されないことに注意。

大学でのセクハラ事案を巡る裁判を経験した筆者が、裁判の経緯や判決の意義を詳述するとともに、「安全配慮義務」と「質保証」の概念に基づく時代の大学運営の在り方について論述。

消費者教育の推進について

◆消費者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○消費者教育の推進に関する法律(H24.8.22法律第61号)

○消費者教育の推進に関する基本的な方針(H25.6.28閣議決定／H30.3.20変更)※消費者教育の推進に関する法律第9条

大学等は(中略)悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくなく、学生からの相談に対応するほかにも、**学生に対し、契約を含む各種の消費生活や消費者問題に関する情報や知識を積極的に提供する機会を拡大していくことが求められる。**

大学等では、学生のみならず、**教員・職員に対しても、消費者教育を実施する必要がある。**また、大学等における学生の生活支援を行う担当部局等においては、適切な対応等ができるよう、**地方公共団体(消費者行政担当部局や消費生活センター等)や関係団体との連携の枠組みを構築することも重要である。**連携を進めるために、**消費者教育推進地域協議会への参画を促すことも効果的**と考える。そのため、関係団体が実施する研修の場等を活用し、大学等の教職員に対し、消費者問題に関する啓発、情報提供を行う。

○消費者基本計画(H27.3.24閣議決定)(抜粋) 第4章4(2)消費者教育の推進

大学等における消費者教育については、**入学時にオリエンテーションを実施するなど被害防止のための大学等の取組の実施を促す**とともに、**教養課程、専門課程、市民向けの講座等での消費者教育の導入事例について広く収集し、大学等と共有する。**また、**学生等の地域の消費者教育活動への積極的な参画を促進する。**

消費者教育の推進について

○大学等及び社会教育における消費者教育の指針(H23.3.30(H30.7.10改訂))

3 大学等における消費者教育の内容及び方法 (1) イ 教育・研究

例えば、全学共通科目の中で消費者教育に関する科目を開設している大学等もあり、このような取組を参考に、体系的・総合的に消費者教育を展開することが期待される。国においても、そのような大学等の多様な取組を促進することが重要である。

特に、将来、消費者教育を担う人材となる教員の養成課程においては、教員育成協議会(教員の任命権者である教育委員会と大学等との協議の場)などを活用し、現場のニーズの伝達や今後の方策等についての検討を行うことも考えられる。

なお、教員育成協議会を活用し、消費者教育について検討する際には、消費者行政部局も必要に応じて参画させるなど、消費者教育に関係する主体の連携・協働のもと検討されることが望ましい。

○成年年齢引下げ等を見据えた環境整備について(通知)(H30.7.23)

1 消費者教育の推進 (2) 大学等における消費者教育の推進

「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を参考として、消費生活センター等との連携により、学生に対する消費者被害防止に関する啓発活動や相談対応、講義等における消費者教育に一層積極的に取り組むことが必要であること。

○「消費者教育の推進について」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/

○「平成28年度消費者教育に関する取組状況調査」(生涯学習政策局男女共同参画学習課)

文部科学省HP http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/detail/1400252.htm

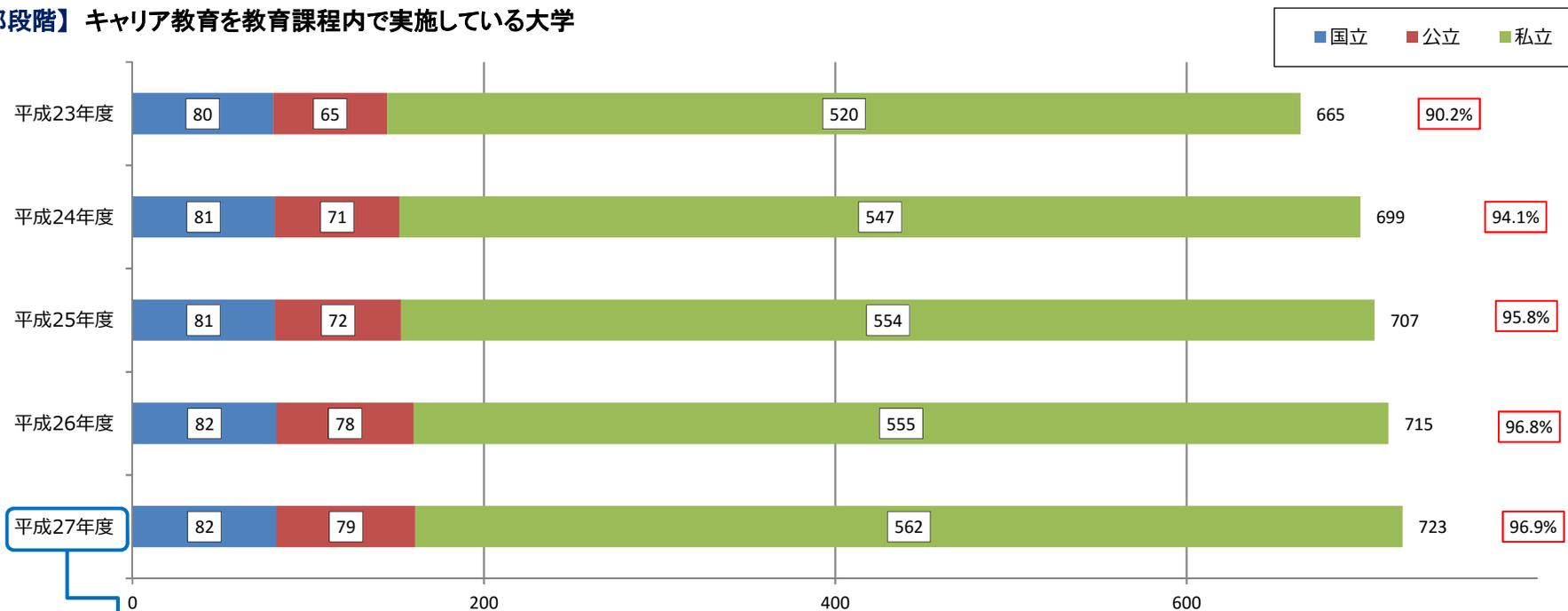
○高校生(若年者)向け消費者教育教材、生徒用教材・教師用解説書 → 「社会への扉」、「社会への扉・教師用解説書」 消費者庁HP(消費者庁消費者教育・地方協力課)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

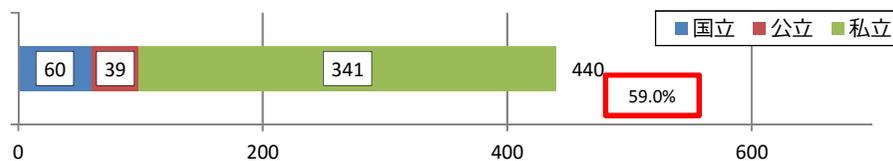
大学における消費者教育に関する取組状況

- ・大学における教育は、各大学の自主的・自律的な判断により実施。
- ・教育課程内で消費者教育等を実施する国公私立大学は、440校。

【学部段階】 キャリア教育を教育課程内で実施している大学



社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目の開設



※大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

出典:「平成27年度大学における教育内容等の改革状況について」(文科省調べ)

＜参考＞各大学の教育の例

大学名	[開設学部等]／授業科目名／(概要)	主な対象・科目種類	備考
筑波大学	[全学類] フレッシュマン・セミナー(学生生活を安全に過ごすため、悪質商法の対処法などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:つくば市消費生活センター相談員等
金沢大学	[共通教育科目] 大学・社会生活論(消費者被害に遭わないために、法規則やトラブルの生じやすい取引類型などについて学修する)	1年次・必修科目	講師:石川県消費生活支援センター職員、弁護士等
三重大学	[教育学部] 消費者教育論(消費生活センターへの訪問のほか、現代の消費生活や消費者問題に関する理解を深め、消費者教育の知識を学修する)	1年次・必修科目	講師:三重県消費生活支援センター職員等

※各大学のH30年度シラバス等を参考に文科省にて作成

人権教育、差別の解消の推進について

◆人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(H12.12.6法律第147号)

○人権教育・啓発に関する基本計画(H23.4.1閣議決定(変更))(抜粋)

第4章 1 (1) ア 学校教育

(中略)高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」(28生社教第1号H28.6.20付通知)(抜粋)

(中略)特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

○「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について(28生社教第15号H29.2.6付通知)(抜粋)

(中略)特に、**第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定**されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

知財教育の推進について

◆知財教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○知的財産基本法(H14.12.4法律第122号)

○知的財産推進計画2017(2017.5.16知的財産戦略本部決定)(抜粋)

II. 3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

(1) 現状と課題

高等教育段階では、高等専門学校や、教育関係共同利用拠点にも認定された山口大学等における先進的な取組が知られているものの、知的財産に関する科目の全学必修化を採用する大学については、未だに山口大学に止まる状況にも鑑み、大学の幅広い学部・学科等における標準化を含めた知的財産等に関する科目の開設や、更なる充実化などの自主的な取組を、引き続き促していくことが必要である。

(2) 今後取り組むべき施策(大学等における知財教育の推進)

知的財産に関する科目の必修化を採用し、教育関係共同利用拠点にも認定された大学での取組の事例、あるいは先進的な取組を展開する高等専門学校の事例等を参考にしつつ、知的財産及び標準化に関する科目の開設などの自主的な取組を進めていくことを促す。

大学における知的財産教育の事例 - 山口大学 -

特色

- 共通教育において**知的財産教育を必修化**(1年生全員 約2,000名)
- 学習段階に応じた科目の展開(全学部の2~4年生が受講可能)
- ・学生の専門領域・将来像に配慮・関連した知的財産科目(4科目) ・知的財産に関する法律に特化した展開科目(5科目)

【期待される効果】

- 専門分野に加え、知的財産全般に対する基礎的知識・対応力を有する人材の育成による、日本の知財経済社会基盤の強化
- 実践的な知的財産知識・スキルの獲得を目指した教育を実施することによる、学生の就業力の向上

単発的知財啓発から、大学での体系化された知財教育

知財教育の必修化・体系化



文・理のバランスのとれた知財教育



(注) 山口大学提供資料に基づき、文部科学省が作成。

既に保有している知財教育の資源

① 知財教育教材・授業ノウハウ一式

・指導書
・授業ビデオ
・アクティブ・ラーニング
・反転学習

テキスト スライド ワークシート 動画教材
小テスト・宿題 (反転学習、予習・復習にも)

学部用 大学院用(専門職含) 教職課程用

各種教材を、対象学生別に開発

② 教育効果測定データ・分析等

学生レポート及び成績分析による授業改善

③ 知財実務 ノウハウ・実践事例

出願、契約、相談実務
利益相反対応 等

資源を生かし、
教職員研修
プログラムの
提供・支援

- 知財教育ノウハウの提供
- 知財研修の実施
- 講師派遣
- コンサルテーション
- 教材開発支援

※URA(リサーチ・アドミニストレーター)

研究者とともに、研究企画立案、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等を行う人材群

(出典)山口大学提供資料に基づき、文部科学省で作成

全国の大学に普及・定着

教育のニーズに即したFDメニューの提供・支援
(教材提供、教材開発支援、教授法の研修等)

- 1 学部**教養**教育用メニュー
...著作権, 研究者倫理, 効果測定等の大学教育全般への対応
- 2 学部**専門**教育(文理とも)用メニュー
...ものづくり教育, デザイン科学教育に伴う知財実務等, 専門教育への対応
- 3 **大学院**教育(文理とも)用メニュー
...研究者倫理含む知財教育実施支援
- 4 教育学部・**教職**大学院用メニュー
...教職で必要な知財の知識と実務処理



組織のニーズに即した研修メニューの提供・支援
(実践事例に基づくオーダーメイド型セミナー、ワークショップ等)

- 1 URA(リサーチ・アドミニストレーター)※**セクション**用メニュー
...特許情報分析, 戦略分析等
- 2 産学連携**セクション**用メニュー
...知財概要, 知財情報の取得と分析, 契約実務(産業財産系・著作権系), 実践的紛争処理と交渉術
- 3 利益相反と兼業判断**セクション**用メニュー
...知財概要と利益相反判断を含めた総合的処理
- 4 **全教職員**用メニュー
...著作権法, 商標法, 不競法等の知財(コンテンツ含む)管理の実務等



キャリア教育の推進について

◆キャリア教育(ジョブカード、労働法制の普及にかかる取組を含む)の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○職業能力開発促進法(S44年法律第64号(H27.10改正))

新設:第15条の4 職務経歴等記録書の普及

○新ジョブ・カード制度推進基本計画(H27.10ジョブ・カード制度推進会議)(抜粋)

7(9)大学等 新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、**学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。**

○厚生労働省HP ジョブ・カード制度総合サイト(H27.12.1~)

<http://jobcard.mhlw.go.jp>

○学生に対する新ジョブ・カードの活用推進について(27文科生第634号能発0315第3号 H28.3.15付文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長、厚生労働省能力開発局長通知)

- 1 学生の新ジョブ・カードの活用促進に当たっての観点
- 2 活用方法等

○ジョブ・カード様式の改正及び「キャリア・プラン作成補助シート」の導入について(29文科生第834号開若発0329第1号H30.3.29付通知)

○労働法のハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」の周知及び活用について(H27.4.14付事務連絡)(抜粋)

○「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂(H30.4.3付事務連絡)(抜粋)

(改訂箇所: H27.4~H29.10までの法令改正等を反映、「過労死ってなんだろう・・・?」のページを追加)

ハンドブックでは、働き始める前やアルバイトで働く際に、参考となる労働法の知識がまとめられており、このハンドブックを活用することで、学生がアルバイト時や就職後において、労働関係法令に違反した状態で労働に従事させられることを防ぐことや、トラブル時に適切に対処できるようになることが期待されます。

雇用と労働を巡る問題を扱う授業やキャリア教育の一環として学生の職業意識を高めることを目的とした授業、又はアルバイトをしている学生や就職活動中の学生を対象としたセミナー・ガイダンス等、幅広く活用ができるものと考えられますので、貴学・貴校での御活用及び所属の学生に対する周知を積極的に行っていただくようお願いいたします。

○厚生労働省HP 「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou/>

主権者教育の推進について

◆主権者教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○公職選挙法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(H27.6.15)

○公職選挙法等の一部を改正する法律の公布等について(依頼)(27文科高第422号H27.7.28付高等教育局長通知)(抜粋)

(中略) 大学、短期大学及び高等専門学校におかれては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、今回の改正法について入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生への周知や、学生の政治参加意識の向上に向けた啓発活動等について、学生や大学の実態等も踏まえつつ、積極的な取組を御検討いただきますようお願いいたします。

○第24回参議院議員通常選挙に向けての主権者教育等の充実及び周知啓発に対する協力について(依頼)(28文科高第219号H28.5.13付高等教育局長通知)(抜粋)

(中略) 若者の政治参加意識の向上を図るための有意義な取組として、大学、短期大学及び高等専門学校におけるキャンパス内での期日前投票所の設置、学生の投票・啓発事務への参画、高等専門学校における副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した主権者教育などが挙げられます。

については、大学等においては、選挙管理委員会や選挙啓発団体と連携し、これらの取組の実施について積極的に検討いただきますようお願いいたします。

租税教育の推進について

◆租税教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○平成23年度税制改正大綱(H22.12.16閣議決定)(抜粋)

第2章 1. (2)租税教育の充実

(中略)本来、租税教育は、社会全体で取り組むべきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、今後とも官民が協力して租税教育の更なる充実を目指す必要があります。特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や**大学等の段階における租税教育の充実や、租税教育を担う教員等に対する意識啓発について検討し**、関係省庁及び民間団体が連携して取り組むこととします。

○第9回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について(周知)(H30.1.11付事務連絡)(抜粋)

1 合意事項

- (1)学習指導要領の着実な実施
- (2)「租税教育の充実」について一層の周知徹底等
- (3)租税教育の充実に向けた具体的取組

2 継続協議事項

租税教育に関する授業の充実

○国税庁HP(税の学習コーナー>租税教育用教材>租税教育の事例集)

<http://www.nta.go.jp/taxes/kids/kyozai/jireishu/index.htm>

ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について

◆ギャンブル等依存症問題に関する教育の推進について積極的な取組をお願いいたします。

○ギャンブル等依存症対策基本法(H30.7.13法律第74号)(抜粋)

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、**家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。**

○ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議(H30.7.5参議院内閣委員会)

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、**新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。**

○消費者庁HP(若者向け啓発資料、相談窓口等を掲載)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/